

# 特定個人情報保護評価計画管理書

## 評価実施機関名

北海道余市郡余市町長

## 作成・最終更新日

令和1年12月18日

## 担当部署

総務部総務課

# 特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	住基法第7条8の2 住基法第30条の6	住民基本台帳に関する事務	住民記録システム 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)	○	平成27年6月12日	2020年 6月頃	基礎				民生部福祉課 戸籍住民係
2	番号法別表第一-16	地方税法における 個人住民税関係事務	個人住民税システム	○	平成27年7月21日	2020年 7月頃	基礎				総務部税務課 住民税係
3	番号法別表第一-16	地方税法における 固定資産税関係事務	固定資産税システム	○	平成27年7月21日	2020年 7月頃	基礎				総務部税務課 資産税係
4	番号法別表第一-16	地方税法における 軽自動車税関係事務	軽自動車税システム	○	平成27年7月21日	2020年 7月頃	基礎				総務部税務課 住民税係
5	番号法別表第一-16.30	国民健康保険事務	国民健康保険システム、次期国民健康保険システム、国民健康保険システム	○	平成29年6月14日	2022年 6月頃	基礎				民生部保険課医療係
6	番号法別表第一-68	介護保険に関する事務	介護保険システム	○	平成27年7月21日	2020年 7月頃	基礎				民生部保険課 介護保険係
7	番号法別表第一-59	後期高齢者医療事務	後期高齢者医療システム	○	平成27年7月21日	2020年 7月頃	基礎				民生部保険課医療係
8	番号法別表第一-56	児童手当に関する事務	児童手当システム	○	平成27年7月21日	2020年 7月頃	基礎				民生部子育て・健康推進課子育て推進係
9	番号法別表第一-94	子供子育て関連事務	子供子育て支援システム	○			対象外(基礎)				民生部子育て・健康推進課子育て推進係
10	番号法別表第一-10.30.49.59.76.93.02	健康管理事務	健康管理システム	○	平成27年7月21日	2020年 7月頃	基礎				民生部子育て・健康推進課健康推進係
11	番号法別表第一-56	児童手当支給事務	庶務事務システム	○			対象外(基礎)				総務部総務課 人事厚生係
12	番号法別表第一-56	児童手当支給事務	人事給与システム	○			対象外(基礎)				総務部総務課 人事厚生係
13	独自利用条例別表第一-1、別表第二-1	重症心身障害者に対する医療費の助成に関する事務	福祉医療システム	○			対象外(基礎)				民生部保険課医療係
14	独自利用条例別表第一-2、別表第二-2	ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務	福祉医療システム	○			対象外(基礎)				民生部保険課医療係
15	独自利用条例別表第一-3、別表第二-3	乳幼児等医療費の助成に関する事務	福祉医療システム	○	平成27年12月25日	2020年 12月頃	基礎				民生部保険課医療係
16	独自利用条例別表第一-4、別表第二-4	居宅介護住宅改修費等の支給に関する事務	介護保険システム	×	平成27年12月25日	2020年 12月頃	基礎				民生部保険課 介護保険係
17	独自利用条例別表第一-5、別表第二-5	マットの貸与費の支給に関する事務	介護保険システム	×	平成27年12月25日	2020年 12月頃	基礎				民生部保険課 介護保険係
18	番号法別表第一-31	国民年金に関する事務	国民年金システム	○	平成29年1月6日	2022年 1月頃	基礎				民生部福祉課 福祉係
19	番号法別表第一-84	障害福祉サービス・地域相談支援給付に関する事務	障害福祉サービス等管理システム	○			対象外(基礎)				民生部福祉課 福祉係
20	番号法別表第一-84	障害児通所給付に関する事務	障害福祉サービス等管理システム	○			対象外(基礎)				民生部福祉課 福祉係
21	番号法別表第一-84	自立支援医療費給付に関する事務	障害者管理システム	×			対象外(基礎)				民生部福祉課 福祉係
22	番号法別表第一-84	補装具費給付に関する事務	障害者管理システム	×			対象外(基礎)				民生部福祉課 福祉係

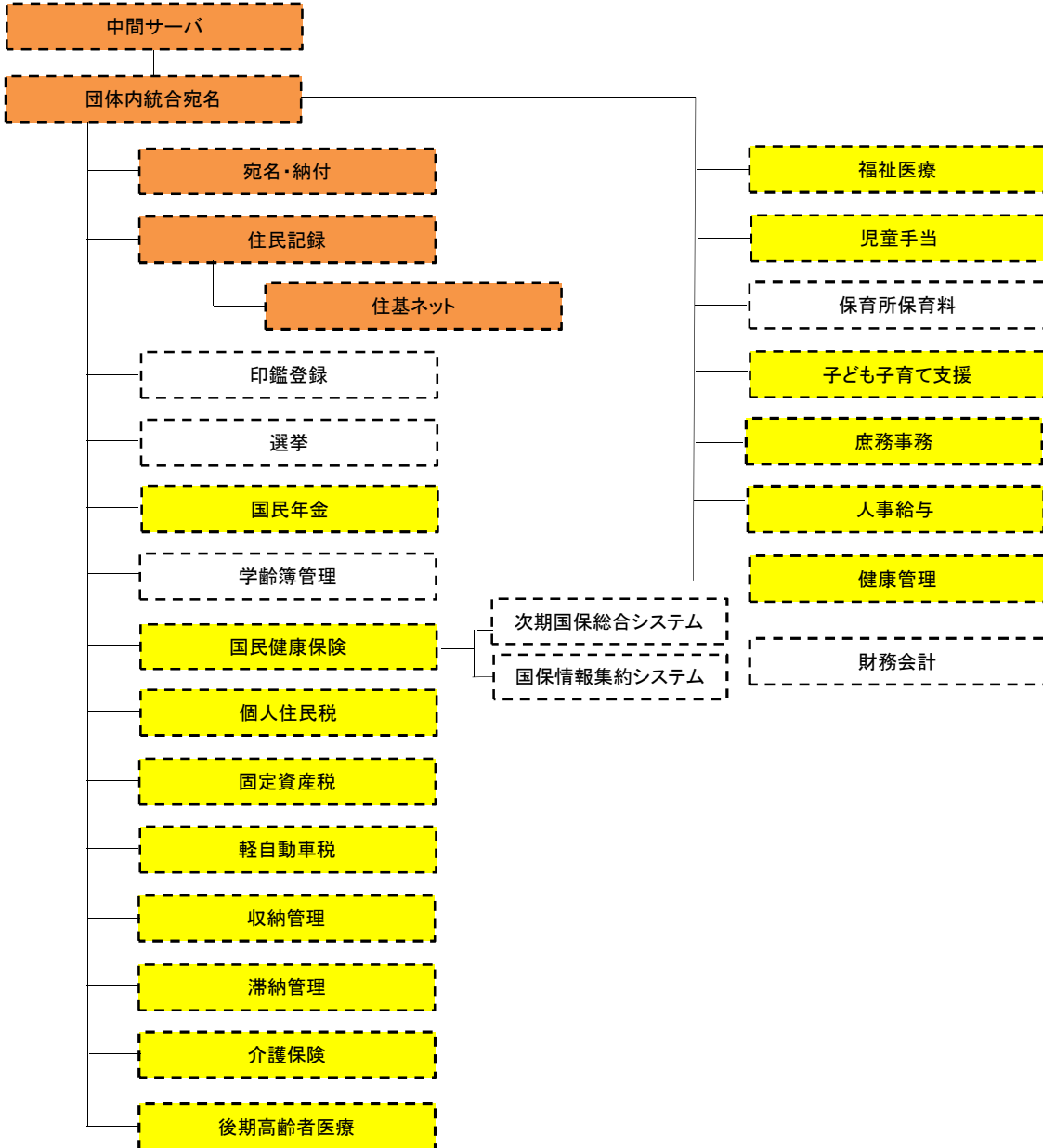
(別添1) システム概要図

# 情報提供ネット ワークシステム

インターフェイスシステム

<凡例>

- ..... 個人番号(符号を含む。)を直接保有する業務・システム
- ..... 個人番号(符号を含む。)が紐づけられ、アクセスできる業務・システム
- ..... 個人番号(符号を含む。)にアクセスできない業務・システム



**(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス**

**1. 個人番号にアクセスできるシステム**

個人番号を直接保有するシステム	宛名・納付システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	国民年金システム、国民健康保険システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、子ども子育て支援システム、人事給与システム、健康管理システム、福祉医療システム

**2. 個人番号にアクセスできないシステム**

ネットワークが物理的に分離しているシステム	次期国保総合システム、国保情報集約システム
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	印鑑登録システム、選挙システム、学齢簿管理システム、保育所保育料システム